

令和4年第3回与論町議会臨時会

会 議 録

令和4年5月30日

与 論 町 議 会

令和4年第3回与論町議会臨時会会議録

令和4年5月30日（月）午前9時28分開会

1 議事日程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第36号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第4 議案第37号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第5 議案第38号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度与論町一般会計補正予算（第13号））

第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度与論町一般会計補正予算（第14号））

第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度与論町一般会計補正予算（第1号））

2 出席議員（7人）

1番 南 有 隆 君

2番 原 栄 徳 君

4番 林 隆 壽 君

5番 喜 山 康 三 君

6番 福 地 元一郎 君

8番 野 口 靖 夫 君

9番 沖 野 一 雄 君

3 欠席議員（3人）

欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（11人）

町 長 山 元 宗 君

副 町 長 久 留 満 博 君

総務企画課長 町 本 和 義 君

町民生活課長 龍 野 勝 志 君

環境課長 大 馬 福 徳 君

耕地課長 竹 村 栄 作 君

産業課長 山 下 秀 光 君

商工観光課長 松 村 靖 志 君

建設課長 裾 分 望 嗣 君

教育委員会事務局長 川 上 嘉 久 君

健康長寿課長 林 末 美 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 長 町 健司郎 君 書 記 池 田 レ ミ 君

開会 午前9時28分

○
○議長（沖野一雄君） ただいまから、令和4年第3回与論町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（沖野一雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、1番、南 有隆君、5番、喜山康三君を指名します。

○
日程第2 会期の決定

○議長（沖野一雄君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。

○
日程第3 議案第36号 与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第3、議案第36号 与論町職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第36号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正す
る条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和3年8月10日付けの人事院勧告に鑑み、本町職員の給与を改定す
るため、所要の改正をするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたし
ます。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これを見ると、給与の減額の内容になっているような気がするの
ですけど、どのような理由でこういうことになっているのか説明をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。さきほど町長からも申し上げたとお
り、人事院勧告が昨年の8月に引き下げのことがございまして、それに合わせて与論
町も期末手当のほうも引き下げを行うということにしております。以上です。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 納得できるような、納得できないようなですね。あの物価はここ
のところずっと上がっていますよね、で、こういう職員の給与にすぐ国がどうのこう

のって言うから手をつけるというのもどうかと個人的には思いますけど、こういう職員の給与の減額について場内ではどのような話合いが行われていますか。とくに、こういう国の通達だからということになっているようですが、どういうお考えがあるのか。町長、どうのお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 職員の給与につきましては、あまり大きな声では言えませんが、本町のラスパイレスは県内の市町村においても低いほうでございます。過去数年間でラスパイレスで申し上げますと、85から87をやっと超えたところでございまして、なんとか他の市町村並みに90%を目標にしているわけなのですが、なかなかそうもいかないところでございます。確かに、昨今の情勢では食料品をはじめ多くの物価が上がっているというのわかります。しかし、国、並びに県と歩調を合わせて一旦下げるときには下げ、上げるときには上げるというのが本町の給与体系なわけですが今後益々若い職員が増えてまいりますので号給を加味しながら、その辺をまた少し調整していけたらと思っております。

○議長（沖野一雄君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） ラスパイレスのことについて触れようかと思ったのですが、今答弁がありましたので、今おっしゃるようにね、副町長がおっしゃるように、与論町の職員の給与がこういう状態であるにも関わらず何で下げるのですかと逆に言っているわけです。やっぱり下げるのは基準どおりやってから、ラスパイレスは下げますと、下げていますと。何か理屈が合っているようで合っていないと。やっぱりその辺はね、やっぱりこう加味しながらね、こういうものにはやっていただきたいと。どうですかこれ、取り下げてもらえませんか。まあこう言うのもなんですけどね。私はまあそういう意味でね、職員のモチベーションのことも考えてもね、本来の他の近隣の市町村のなんかも併せて見てもやっぱり私はそうとう少ないと思いますよ。その辺を是非今後また是正するように、これいつまで是正できますか副町長。どうお考えですか。

○議長（沖野一雄君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 職員の給料については、そういった答弁で進めて参りますが、一般の町民とのバランスを考えていきますと、なかなか町の職員の給料を上げるというのも難しいところでございます。各種従事されている皆様がた、起業も含めてですね、今後、この給料のアップにつきましては何らかの対策を講じていかなければならないのかなと思っております。確かに、全国都道府県の中でも鹿児島県ならびに沖縄県というのは、低いほうにランクされていますので、もっともっと住民が安心して収入を得ながら生活できるという環境づくりというのは、大きな課題ではあります。取り組んでみたいとは考えております。

○議長（沖野一雄君） 他に質疑はありませんか。

8番、野口靖夫君。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） あの普通はね、喜山康三さんとはあまり意見は一致しないのですが、今回だけは非常に全く似てます私も。今、与論町の職員はですよ、本当に良く頑張っておられますよ。例えばヨロンマラソンは最近ではコロナの関係で無くなったけれ

ども、ヨロンマラソンの事に関しても、町のイベント行事に関してもね、休みを返上して一生懸命やっておられる。奄美の若い市町村の職員はですよ、労働組合が強くて、本当に、先ほどラスパイレス指数の話も出てきたけど、本当に、特に知名なんか高いじゃないですか。ああゆうのから比較した場合にはやっぱりこの役場職員の報酬というのは先ほど言いましたようにこれだけ物価も上がってきているわけですよ、それから比較しても今、果たしてこれは値下げするべきなのかということをおもうときにですよ、これちょっとタイミングが非常に悪いのではないかなと私は思います。この問題はただ我々だけの問題ではない。本当に真剣に考えて、例えばですよ、もう一回審議し直すくらいの気持ちがないと良くないのではないかと私はそう思います。今副町長の話をお聞きすると町民の所得が下がってきています。町民のレベルから言えばやっぱり役場職員のも下げたほうが良い、その気持ちも十分わかります。副町長がおっしゃることもわかります。町民の目から見れば役場職員の給与は高いのではないかと思うかもしれません。けども、それは町民の目が悪いというわけではありませんよ、私が言っているのは。この島の発展のために、自分の休日祭日を返上して一生懸命頑張っておられる役場職員の報酬をですよ、今物価は非常に値上げしている高騰している、そういう中でタイミング的にこれで良いものなのかと思うときに、もう一回考え直す必要はないですかということをお町長にお聞きしてみたいと思います。出し直すということです。出し直して予算を取り下げてもう一回再検討して出し直すという考えかたはありませんかということです。そうするか、あるいはもう一回真剣に議会と向き合って議論してから再提出する、例えば6月定例会あたりでですね、そういう風なのが必要なのではないかと私は思うのですが、町長いかがですか。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（山 元宗君） ご提案ありがとうございます。本当にこう、町民の給料の面、それから役場職員の給料の面、今おっしゃっていただいたように皆頑張っているということは私も良くわかっております。大変ありがたいと思っております。この件につきましては再度検討してみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） まさしく町長、今町長のご答弁にもありますように、そうしていただきたい。ありがとうございます。そうしていただいて、6月定例会で決着をつけてください。それをお願いして、質問を終わります。

○議長（沖野一雄君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） その報酬を下げる前と、下げた時の差額はどのくらいあるのか。トータル的にね、下げた時にどれだけの下げ額があるのか。

○議長（沖野一雄君） 総務企画課長。

○議長（沖野一雄君） 暫時休憩します。

○

休憩 午前9時41分

再開 午前9時56分

○議長（沖野一雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町本総務企画課長。

○総務企画課長（町本和義君） お答えいたします。先ほどの原さんのご質問に対しましてお答えいたします。おおまかにですけれども、1年間の現行と新年度新しくした場合の差額につきましては、会計年度任用職員がだいたい260万円ほど減額、それと職員と特別職合わせて450万円、あと、議員さんが25万円ほど、合わせてだいたい740万円ほど1年間でそれだけ差額が出るという試算になっております。それです、この給与改定につきましては情勢適応の原則というもので法律の第14条に則りまして、地方公共団体はこの法律に定められた給与、勤務時間、その他の勤務条件が世間一般の情勢に適応するように随時適当な措置を講じなければならない。また、24条関係に職員の給与は生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない、というふうにあります、均衡の原則ということでありますので、できればこれを押し進めていったほうが良いということでございます。以上です。

○議長（沖野一雄君） 2番、原 栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 改訂前と後で差額が740万円程度ということですね。僕はもつといくのかなとか、もうちょっと低いのかな、良くわからなかったものですから、反対で言っているわけではないです。是非進めていただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第36号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 私は本議案に対して反対の討論を申し上げたいと思います。と申しますのは、与論町というのは鹿児島県の中でもラスパイレス指数が非常に低いということ、南三町においても非常に低いのです。そしてましては、昨今の経済事情、物価高等を検討し、見た場合に、非常に物価が高騰している。その中で、今役場職員の報酬を下げる時期ではないということがまず第一の眼目であります。さらに、我が本町の職員は、休日、祭日、そういう自分のプライベートタイムを返上して、あらゆる町のイベントに協力していただいて、我が島の行事のために働いておられる。その姿を見た時に、どうしても今回、これを引き下げるとするのは私は納得がいきません。よって反対討論させていただきました。

○議長（沖野一雄君） 4番、林 隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 私はこういう時期であるからこそ、町民の経済心情に鑑みてやはり議会も町長、職員も町民のこういう経済がひっ迫したこの状況の中に寄り添っていくという決定をするべきではないかということでは私は賛成をいたします。

○議長（沖野一雄君） ほかに討論はありませんか。
「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） これで討論を終わります。

これから、議案第36号、与論町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

○議長（沖野一雄君） 起立多数です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第4 議案第37号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第4、議案第37号 町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第37号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和3年8月10日付けの人事院勧告に鑑み、特別職の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 町長等の給与に関することでありますので、町長の御心情をお伺いしたいと思います。これは、先ほど私は自分で自信を持って職員の給与に対する反対討論を申し上げましたから責任者である町長の御心情は本当に伺っておかなければならないから申し上げているのです。先ほど私は反対の理由を申し上げました。町長は今、本町の経済を本町の物価高をどう見ておられるのかというのが一つ、もう一点は町長が来期もやられると思います。立候補されるかどうかそれはわかりません。けれども、本当に町長が今リーダーシップを取ってやっておられる。そして今役場で働いておられる職員の士気を高めるためにどうすればこの与論町の振興発展のために職員の士気を上げて自分が出来ないところを職員に働いてもらうかと、そういうことを思うときに、町長は本当に今後、あと1年ありますから、その間に町長はどうリーダーシップを取っていかれるのか、そのお気持ちをお聞きしておきたいと思います。

○議長（沖野一雄君） 町長。

○町長（山 元宗君） この条例の一部の改正の案でいきますと、第2条第6項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改めると、給与が下がるということでございます。先ほど、皆さま方からご議論をいただいた中で、本当に職員の給料等も下げてくださいましたので私だけというわけにもいかないのでも率先して我々は気をつけなければな

らないと思います。ただ、与論町の今後の発展を考えますとまた色んな方向で考えて職員の給料については考えていくべきだと思います。ただ、これまで経済が国際的にも国内的にも厳しい状況でございますのでふんばりどころだろうと思っております。コロナや軽石等のことで島民の皆さんには苦しい状況を押し付けているわけですが、皆で耐え抜いて、また次のウィズコロナに向けて頑張っていかなければならないというふうに考えております。以上です。

○議長（沖野一雄君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 今町長の心情を申し上げられましたけど、物価の件に関して言われましたけれども、今我が与論島の町民の農業、漁業、観光、本当に全ての産業がコロナによって打ちのめされているのですよ。これはもう私が申し上げなくても町長が一番ご存知です。そう思います。そこで、本当にこれからはですね、この産業振興のためにもう本当に命がけでやらなければですよ、我が島の産業振興はあり得ないと私は思っているのです。そこでです、ウクライナ戦争、ウクライナ紛争によって石油が値上がりし、そして物価が非常に高騰している。こういう中でですよ、こういう中でトップである町長が犠牲を払って町長の給料を下げて、職員にその分を配って働かせるというその士気、そういうのがリーダーの取るべき道ではないかと私は思います。だから町長の報酬を下げることに私は反対はいたしません。それは非常に嬉しいことだと思います。その件に関しては、だけども、むやみやたらに下げるものでもないと思います。というのは、なぜそういうことを申し上げるのかと言いますとこれはやっぱり与論島だけのことではないのですよね。これは奄美群島、日本全国の問題ですよ。そうやってきたらお互いに下げ比べですよ。だから、我々がやらなければならないのは、例えば特別職である議員の報酬とか町長あるいは副町長の報酬とかこういうメンバーの報酬は下げるべきだと私は思います。だけどもその代わり職員にはその分だけ削った分をあげてですね、そしてその士気を高めて、鹿児島県下、日本全国の中で一番低いラスパイレス指数である与論町の職員の士気を高めることが大事だと私はそう思います。だからこそ、繰り返し繰り返し質問を申し上げ、また私の気持ちを申し上げているのです。どうか一つそういうお気持ちでやっていただければと思います。終わります。

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第37号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第37号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採

決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----

日程第5 議案第38号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（沖野一雄君） 日程第5、議案第38号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第38号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本条例は、令和3年8月10日付けの人事院勧告に鑑み、本町議会議員の期末手当の支給割合を改正しようとするものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第38号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって議案第38号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

----- ○ -----
日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第13号))

○議長(沖野一雄君) 日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第13号))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(山 元宗君) 承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第13号))について、提案理由を申し上げます。

町債管理基金費に係る事業経費を令和3年度与論町一般会計補正予算第13号として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金500万円を計上しております。

次に歳出としまして、障害者福祉費4000万円、農林水産物輸送コスト支援事業費1420万円を減額し、町債管理基金費6281万8000円を計上しております。

歳入歳出予算それぞれ2541万5000円を減額し、一般会計予算総額57億3103万6000円となっております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長(沖野一雄君) 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、南 有隆君。

○1番(南 有隆君) 11ページのヨロンマラソン開催費とありますが現時点でかまいませんので、来年のヨロンマラソンは開催する予定なのか、どうなのかお聞かせ下さい。

○議長(沖野一雄君) 松村商工観光課長。

○商工観光課長(松村靖志君) 一応課内の職員としては、3月にできればと考えております。それはまた、運営委員会のほうで諮って決めないといけないところではございますが、なるべく早急に運営委員会を開催して決めていきたいと考えているところです。

○議長(沖野一雄君) 1番、南 有隆君。

○1番(南 有隆君) 鹿児島マラソンも一応コロナの状況を見てやるという風に言っております。ヨロンマラソンもコロナの状況によるとは思いますが、こういう風にヨロンマラソンとかイベントが復活してくれば与論の観光も回って経済も回ると思っていますのでできれば前向きに検討していただきたいと思っております。以上です。

○議長(沖野一雄君) 5番、喜山康三君。

○5番(喜山康三君) 3ページの4050万円、結構大きな減額になってはいますがこれの要因についてお聞きします。

○議長(沖野一雄君) 龍野町民生活課長。

○**町民生活課長（龍野勝志君）** 町民生活課の管轄としましては9ページにあります、一人親家庭医療費50万円減額であります。これは執行残ということではありますが令和3年度はマスク着用とかそういったことで感染予防等があり医療機関を受診する機会が減少したということも考えられると思います。以上です。

○**議長（沖野一雄君）** 林健康長寿課長。

○**健康長寿課長（林 末美君）** 障害福祉費の扶助費の4000万円の減額なのですが、12月から新規事業者が2カ所、新規重度障害者の受給者交付が3人増えていて、扶助費が上がると見込んで組んでいたのですが実績的には支出がなかったということです。

○**議長（沖野一雄君）** ほかに質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（沖野一雄君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（沖野一雄君）** 異議なしと認めます。

したがって承認第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（沖野一雄君）** 討論なしと認めます。

これから、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第13号))を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○**議長（沖野一雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第13号))は、承認されました。

----- ○ -----

日程第7 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第14号))

○**議長（沖野一雄君）** 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第14号))を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（山 元宗君）** 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第14号))について、提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応に係る事業経費を令和3年度与論町一般会計補正予算第14号として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、特別交付税6190万1000円を計上しております。
次に歳出としまして、総務緊急経済対策事業費6190万1000円を計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ6190万1000円を追加し一般会計予算総額57億9293万7000円となっております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって承認第2号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第14号))を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて(令和3年度与論町一般会計補正予算(第14号))は、承認されました。

○

日程第8 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第1号))

○議長（沖野一雄君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第1号))を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第1号))について、提案理由を申し上げます。

子育て世帯臨時特別給付事業に係る事業経費を令和4年度与論町一般会計補正予算第1号として専決処分いたしました。

歳入の主なものとしまして、子育て世帯臨時特別給付事業費 60 万円を計上しております。

次に歳出としまして、子育て世帯臨時特別給付事業費 60 万円を計上しております。

歳入歳出予算にそれぞれ 60 万円を追加し、一般会計予算総額 48 億 3222 万 2000 円となっております。

御審議され、承認していただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沖野一雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） 今ご説明ありました、子育て世帯臨時特別事業費なのですが、これは何世帯くらい想定しているのかというのと、1 世帯あたりいくら給付するのか額が決まっているのであればお聞かせください。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） この事業は令和 3 年度の事業であります。令和 4 年度に専決処分していただいた 60 万円については年度末に出産をされて届け出が新年度に入ってくる方々を想定して、一応 1 人 10 万円ですので、6 人分を見込んで予算を計上しております。これまでの令和 3 年度の実績ですが 889 人で 1 人 10 万円ですので 8890 万円の実績となっております。今はもう 6 月に入る頃なので、この 60 万円の中身も固まっておりますして 3 名がその後申請をしておりますして、合計で 892 人で 8920 万円の事業実績となっております。以上です。

○議長（沖野一雄君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） 今後もし増えるようでしたら増額とかそういったこともあるのでしょうか。

○議長（沖野一雄君） 龍野町民生活課長。

○町民生活課長（龍野勝志君） これは令和 3 年度で終わりですので、この額で確定となります。

○議長（沖野一雄君） 1 番、南 有隆君。

○1 番（南 有隆君） それでもですね、できればこういう支援事業費とかは年度をまたいででも今後も続けられるようにご尽力いただきたいと思います。以上です。

○議長（沖野一雄君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（沖野一雄君） これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第 3 号は、会議規則第 39 条第 2 項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって承認第 3 号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第1号))を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（沖野一雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて(令和4年度与論町一般会計補正予算(第1号))は、承認されました。

----- ○ -----

○議長（沖野一雄君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回与論町議会臨時会を閉会します。

----- ○ -----

閉会 午前10時28分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会副議長 沖野一雄

与論町議会議員 南 有隆

与論町議会議員 喜山康三